

# 空 | き | 家

お家、どうしよう？  
お悩みの方は、  
まず、ご相談ください。

中野市では、

**空き家利活用の相談**を受け付けています。

## 1 市では、法律に基づいた 空き家の調査をしています

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、空き家の所有者調査を行い、適正な管理を呼び掛けています。

空き家を放置し、状態が悪くなった空き家の所有者・管理者には、市から指導も行います。

## 2 空き家を放置 すると……。

空き家は、個人の資産です。所有者に管理の「責務」があります。ごみを不法投棄されたり、庭の草木が近隣に迷惑をかけた、壊れた窓ガラスが落ちて通行人にケガさせたり、放置することで生じる危険がたくさんあります。



## 3 空き家を売りたいけど どうすればいいの？

市では、空き家バンク事業を行っています。売りたい・貸したいなど、中野市が空き家所有者と購入希望者の間に入って、ご相談に乗ります。



◀中野市空き家バンク（中野市公式ホームページ）

## 4 まずは、 ご相談を！

家は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。思い出のある家であっても、ゆくゆくは何かしらの対応をしなければなりません。早めの対応を考えるきっかけとして、まずはご相談ください。

相談は随時受け付けています

日程

月曜日から金曜日（祝日は除く）

時間 ※お越しの前に電話いただくと確実です

8：30～17：00

相談方法 場所：中野市役所3階 都市計画課

電話・Zoom・窓口で直接

相談費用は、かかりません。市内に空き家をお持ちの方、またはその関係者が対象です。お気軽にご相談ください。



▲空家相談窓口  
（市公式ホームページ）

都市計画課 建築住宅係

☎ 0269-22-2111（内線 358）

✉ kenchiku@city.nakano.nagano.jp

# 空き家バンクの紹介

この制度は、市内の空き家を貸したい・売りたいと考えている方と、借りたい・買いたい方とをマッチングするものです。市内に空き家をお持ちの方は、ぜひご相談ください。

## 制度利用者の声

Interview

制作活動のために戸建て住宅を探していて、空き家バンクでちょうどいい手ごろな物件と巡り合うことができました。

トイレの水洗化工事に補助金をもらったので、とても助かりました。



東京から移住された  
相子さんファミリー（岩井在住）

## 登録空き家の所有者

補助金

**補助対象** 物件の売却または賃貸のために家財道具等の搬出や処分、屋内や屋外の清掃等を行う際に要する経費

**補助率** 対象経費の2分の1を補助（10万円を限度）



## 購入または賃貸した方

補助金

**補助対象** 台所や浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修工事を行う際に要する経費

**補助率** 対象経費の2分の1を補助（40万円を限度）



## 成約事例

2019年度



※2014年から2020年8月14日までの成約率

登録募集中!!

## 空き家バンク窓口

中野市 経済部 営業推進課 ちょうどいい田舎暮らし推進係

☎ 0269-22-2111 (内線 256) ✉ eisui@city.nakano.nagano.jp

## 空き家バンクの概要



中野市空き家バンク

④情報発信

※空き家の登録は、市と協定を結ぶ(公社)長野県宅地建物取引業協会長野支部が現地調査し、空き家物件として適正と認められた場合、「中野市空き家バンク」に登録します。  
※成約となった場合は、宅地建物取引業法に基づく仲介手数料が発生します。



②現地調査 (On-site investigation)



※宅建協会

⑦交渉・契約締結 (Negotiation and contract signing)



利用希望者

(借主・買主)

空き家の所有者など  
(貸主・売主)